

明けましておめでとうございます。日頃より自治会事業にご理解、ご協力、またご尽力をいただき誠に有難うございます。今年もどうぞよろしく願いいたします。

さて、先の回覧にて、「法人化について」の趣旨説明をさせていただきました。今回は法人化に必要な認可要件を示し、本自治会の基本規約の作成、人口総数のうち半数以上の方の名簿を必要としていることを記載しています。

法人化の認可要件が地方自治法により4つ定められています。

1. 地縁による団体の存する区域の住民相互連絡、環境整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持、および形成に資する地域的な共同行動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
2. 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
3. 地縁による団体の区域に住所を有する、すべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。
4. 規約を定めていること。

上記の要件について

1. 2. については、現状の自治会活動で満たされている。
3. については、自治会総人口4224人のうち相当数(半数以上)の構成員の名簿が必要です。
4. については、規約案を作成し、藤枝市(静岡県)の事前審査を受けております。

今後のスケジュール (予定)

1. 地方自治法に則った規約の作成と市からの了解取り付け。
12月22日に規約案について藤枝市から了承をいただきました。
2. 構成員名簿の作成
自治会内すべての個人が対象ですが、成人年齢(18歳)以上の方を対象として、名簿を作成したいと考えております。
3. 令和6年2月中に準備(規約案承認、構成員名簿の作成)をしたいと考えています。
令和6年1月20日、規約案の承認と構成員名簿の作成のため、全戸に規約案と名簿を配布しますので、規約案の承認を兼ねて名簿へ署名(世帯内対象者全員)し2月末日までに組長様とおし各町内会へ提出をお願いします。(世帯代表者の代筆可)
※名簿の作成(署名)は今回(申請時一度)だけです。
それらを令和6年度総代会において、法人格取得申請の承認いただきます。

法人化しても変わらないこと

1. 自治会活動や町内会活動、補助金、税金の減免(自治会館の建物、土地)、また藤枝市との連携はこれまで通り、変わりません。
2. 町内会費、自治会費はこれまで通り、加入世帯で徴収し金額も変わりません。
3. 法律上の規定や市の指導により、規約の改正を行いますが、自治会組織やその運営についても従前と全く変わりません。